

名古屋市交通局管理規程第16号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

別表第1次長の欄第2号、同表部長の欄第2号及び同表課長の欄第1号中「附近地」を「付近地」に改め、同表部長の欄中第11号を第12号とし、同表中

			21 振替承認 に関するこ と。（財務 課長）	を
	11 本市後援 名義の使用 の承認に関 すること。		21 振替承認 に関するこ と。（財務 課長）	に

改める。

別表第2第2号及び別表第3中「附近地」を「付近地」に改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。